

# 平成 27 年度第 1 回島根県生徒指導審議会次第

平成 27 年 9 月 11 日 (金)

14:00 ~ 16:00

分庁舎 教育委員室

## 1. 開会

## 2. 教育長挨拶

## 3. 議事

【議題 1】生徒指導にかかる今年度の施策について

【議題 2】生徒指導を取り巻く最近の動きについて

## 4. 意見交換

## 5. 閉会

## 島根県生徒指導審議会委員

2015/9/11 14:00～  
島根県教育庁教育委員室

| 氏名     | 職業等         | 備考 |
|--------|-------------|----|
| 肥後 功一  | 島根大学教育学部教授  |    |
| 丸山 創   | 島根丸山法律事務所   |    |
| 竹下 久由  | 安来第一病院名誉院長  |    |
| 土江 正司  | 島根県臨床心理士会会长 |    |
| 安田 朝行  | 人権擁護委員      |    |
| 繁浪 啓子  | 元小学校長       |    |
| 鳥田 政己  | 元中学校長       |    |
| 尾庭 昌喜  | 元高等学校長      |    |
| 加納 真澄美 | 元県警察少年補導職員  |    |

(敬称略)

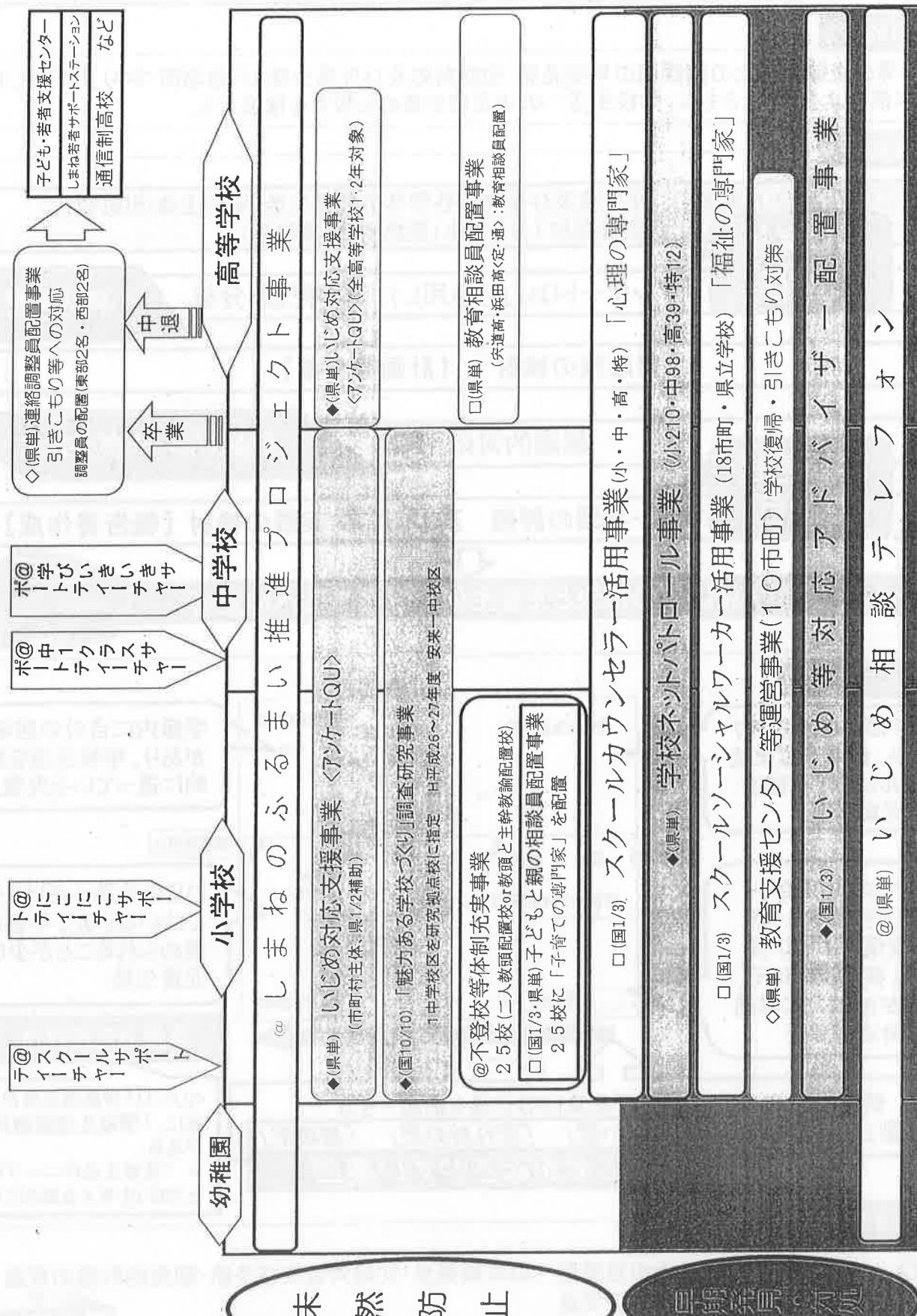
### 教育委員会事務局

| 氏名    | 所属等             | 備考 |
|-------|-----------------|----|
| 藤原 孝行 | 教育長             |    |
| 小林 邦彦 | 教育監             |    |
| 山崎 敦史 | 教育指導課長          |    |
| 春日 仁史 | 教育センター所長        |    |
| 高橋 泰幸 | 学校企画課長          |    |
| 三島 賢隆 | 特別支援教育課長        | 代理 |
| 堀江 隆典 | 保健体育課長          |    |
| 荒木 正秀 | 社会教育課長          | 代理 |
| 恩田 克幸 | 人権同和教育課長        |    |
| 吉崎 朗  | 教育指導課子ども安全支援室室長 |    |
| 錦織 秀  | " 調整監           |    |
| 深田 新  | " 企画幹           |    |
| 水津 則義 | " 指導主事          |    |
| 三島 和人 | " 指導主事          |    |
| 小川 宏幸 | " 指導主事          |    |
| 野田 寛志 | " 指導主事          |    |

# 平成27年度 生徒指導関連事業

～口悩みの相談事業・△不登校対策推進事業・◆生徒指導体制充実強化事業～

\*印は、「悩みの相談事業・不登校対策推進事業・生徒指導体制充実強化事業」以外  
子ども安全支援室



# いじめ対応支援事業

## 目的

いじめ等の生徒指導上の諸課題の早期発見・初期対応及び児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を通した未然防止をするとともに、学校生活への満足度を高める教育を推進する。

## 事業概要

「アンケートQU」実施： 小学校及び中学校各学年の児童生徒（実施主体：市町村）  
高等学校1～2年生（実施主体：島根県）

### QU実施

#### 1回目

「アンケートQU」を活用した実態把握・分析

### 早期発見

#### 2

対応策の検討 【計画書作成】

#### 3

### QU実施

組織的対応・実践

初期対応・未然防止

#### 4

#### 2回目

対応・実践の評価 及び 対応・実践の検討【報告書作成】

↓  
諸課題の解決と児童生徒の学校生活への適応

## QUについて

いじめや悪ふざけを受けているか、他の児童生徒とトラブルがある可能性が高い児童生徒

## 承認感の確立



耐えられないいじめや悪ふざけを受けているか、不安傾向が強い児童生徒。要支援群はその傾向がさらに強く早期に個別対応が必要

学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている児童生徒

## 被侵害得点

いじめや悪ふざけを受けではないが、学級内で認められることが少ない児童生徒

## 学級満足度尺度

個人（●）の分布により、学級集団の状態も把握できる  
「満足型」「管理型」「なれあい型」「荒れ始め型」「崩壊型」

## いじめが起きやすい集団

QUには「学級満足度尺度」の他に、「学校生活意欲尺度」がある

→「児童生徒のニーズにあつた対応」を考える資料になる

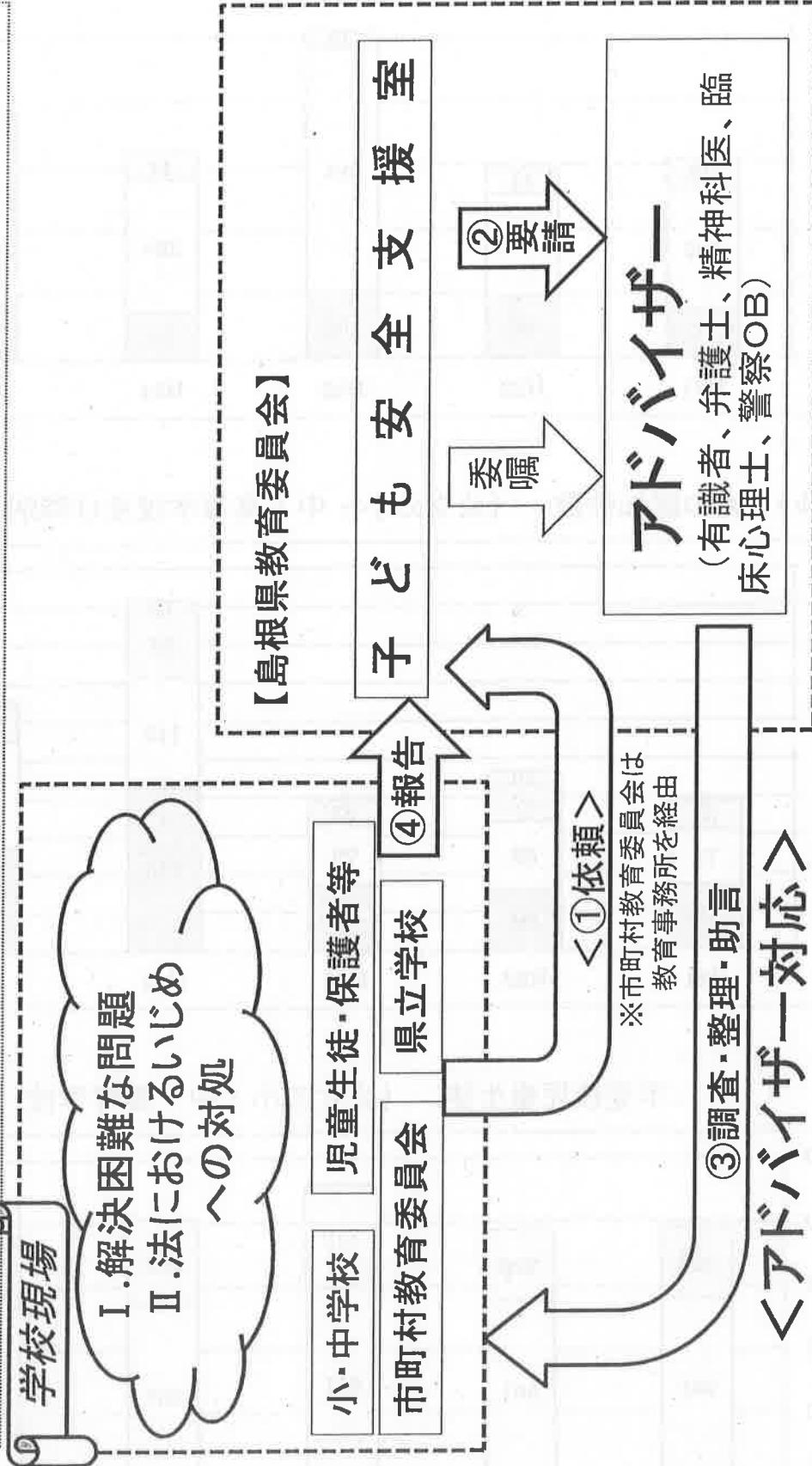
## 期待される効果

- いじめ等の生徒指導上の諸課題への早期発見・初期対応及び予防・開発的取組の促進
- 学校における組織的対応の促進
- 児童生徒にとっての居場所づくり、絆づくりを促進する教育手法の開発
- 親和的な学級集団ができることで「心の教育推進」と「学力向上」への波及



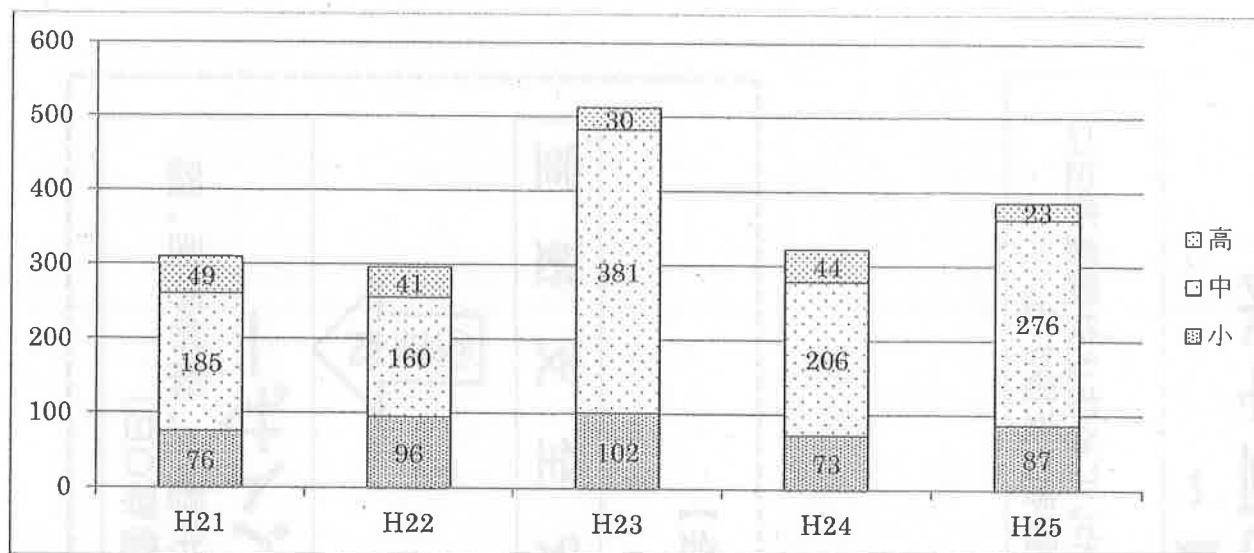
# いじめ等対応アドバイザー配置事業 ～外部人材を活用した学校支援～

＜目的＞  
学校(教育委員会)だけでは解決が困難ないじめなどの生徒指導上の問題やいじめ防止対策推進法におけるいじめへの対処に対して、客観的・専門的立場から学校や子ども、保護者を支援する。

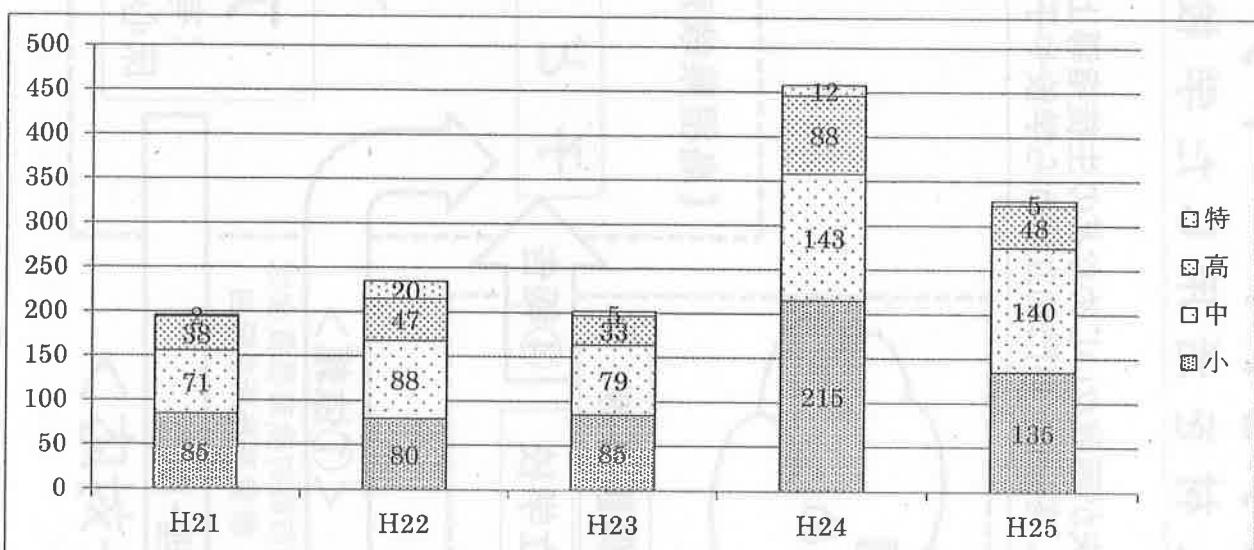


## 児童生徒の生徒指導上の課題

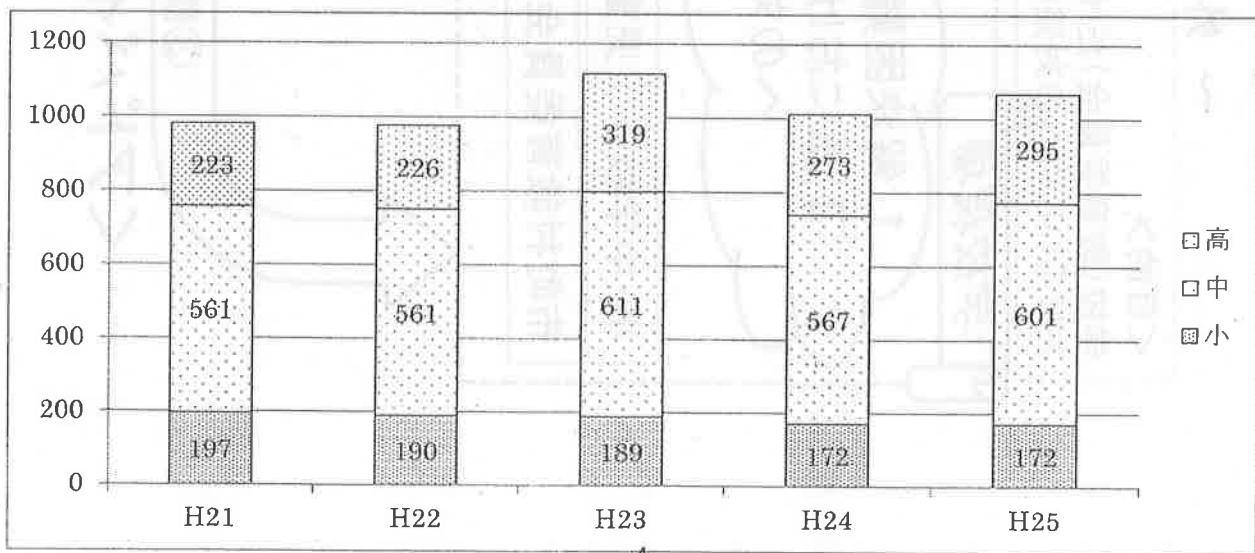
暴力行為の発生件数 (公立の小・中・高等学校)



いじめの認知件数 (公立の小・中・高等学校及び特別支援学校)



不登校児童生徒 (公立の小・中・高等学校)



平成26年度学校ネットパトロール事業について

教育指導課子ども安全支援室

1 通期報告の概要

(1) 平成26年度の調査では、期間中4,238件の投稿が検出された。検出数と構成比率は高等学校が3,145件(73.4%)、中学校が1,018件(23.8%)、特別支援学校が1件、小学校1件の検出であった。高等学校からの検出が大半を占める結果となつたが、中学校の検出数も25年度から大幅に増加しインターネット利用の低年齢化傾向が顕著となつてゐる。

○学校別、リスクレベル別検出数

| 学校種別       | 高等学校 |    |       | 中学校 |       | 小学校 |   | 特別支援学校 |   | 合計    |
|------------|------|----|-------|-----|-------|-----|---|--------|---|-------|
|            | 高B   | 中  | 低     | 中   | 低     | 低   | 中 | 低      | 中 |       |
| 誹謗中傷       | 0    | 3  | 25    | 3   | 22    | 0   | 1 | 0      | 0 | 54    |
| 個人情報の流出    | 0    | 84 | 3,108 | 21  | 991   | 1   | 0 | 1      | 0 | 4,206 |
| 不良行為・不適切行為 | 0    | 1  | 12    | 2   | 5     | 0   | 0 | 0      | 0 | 20    |
| 犯罪・違法行為    | 0    | 0  | 0     | 1   | 0     | 0   | 0 | 0      | 0 | 1     |
| 自死願望       | 2    | 0  | 0     | 0   | 0     | 0   | 0 | 0      | 0 | 2     |
| 合計         | 2    | 88 | 3,145 | 27  | 1,018 | 1   | 1 | 1      | 1 | 4,283 |

○調査回数別検出数

|        | 4・5月 | 6・7月 | 8・9月 | 10・11月 | 12・1月 | 2・3月 | 合計    |
|--------|------|------|------|--------|-------|------|-------|
| 小学校    |      | 0    |      |        | 1     |      | 1     |
| 中学校    | 115  | 132  | 188  | 201    | 229   | 180  | 1,045 |
| 高等学校   | 476  | 758  | 625  | 558    | 501   | 317  | 3,235 |
| 特別支援学校 | 0    | 0    | 0    | 0      | 1     | 1    | 2     |
| 合計     | 591  | 890  | 813  | 759    | 731   | 499  | 4,283 |

(2) リスクレベル別の検出数と比率は、リスクレベル低が4,165件(97.2%)、リスクレベル中が116件(2.70%)、リスクレベル高Bが2件となつた。リスクレベル高Aの検出はなし。リスクレベル中が昨年度(290件 8.0%)より大幅に減少しているのはリスクレベル中の規準を変更したためである。

(3) 投稿分類別では「個人情報の流出」が4,206件、「不良行為・不適切行為」が20件、「誹謗中傷」が54件、「自死願望」が2件、「犯罪・違法行為」が1件の検出であった。

(4) 調査回別検出数では、6・7月(890件)の検出が最も多くなつた。投稿日別の検出数は、5月(475件)の検出が最多となつた。3月、4月が比較的少なく、5月から2月にかけて毎月400件前後の問題投稿の書き込みがあつた。

(5) 学校所在地別では、松江市(1,226件)や出雲市(1,022件)の2市の検出が多く、浜田市(371件)と差がつく結果となつた。

(6) 利用度の高いサイトは、「Twitter」「DECOLOG」「Ameba プロフィール」となつた。特に「Twitter」での検出が4,254件と目立ち、特定のサイトへの偏りが認められた。



# 資料 2

26文科初第1479号  
平成27年3月31日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

(印影印刷)

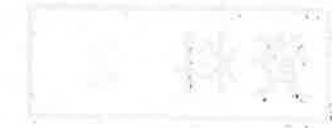
連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）

標記については、これまで「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」（平成14年5月27日付け14初児生第6号初等中等教育局児童生徒課長通知）等に基づき、学校において、警察をはじめとする関係機関と連携しながら、児童生徒の非行防止や被害防止等に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、最近においても、川崎市において前途ある中学生が被害者となる痛ましい事件が発生しました。学校、行政、地域社会などの努力により事件を防げなかつたかという思いや、同様な危険にさらされている児童生徒が身近にもいるのではないかという危機感などを社会共通に抱かせる事件であり、それゆえに、全国の学校や教育委員会においても、この事件を踏まえた緊急の対応が求められるところです。

このため、政府として、今回の事件の検証を行うとともに、これを踏まえた再発防止策を検討するため、丹羽秀樹文部科学副大臣を主査とし、関係府省庁と連携の上、「川崎市における中学1年生殺人事件に係るタスクフォース」を立ち上げ、本日、「川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策」をとりまとめました。

貴職におかれでは、①4月の新学期に向けて進める緊急点検の実施及び②平成27年度に特に力を入れて取り組む方策に係る下記の事項について御留意いただき、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員



会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

## 記

### 1. 4月の新学期に向けて進める緊急点検の実施

(1) 学校においては、連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれ（以下「被害のおそれ」という。）がある児童生徒の安全の確保に向け、日頃から教職員が組織として情報共有し対応できる体制を構築しておく必要があり、具体的には、以下の状況等を4月の新学期に向けて確認し着実に対応を進めること。

#### 【学校における緊急点検項目（例）】

- ・ 学級の中に「被害のおそれ」のある児童生徒がいないかを各担任が確認しているか。
- ・ 特に支援が必要な児童生徒やその家庭に係る状況は適切に引き継がれているか。
- ・ 組織的対応を行うための校内の体制は整えられているか。
- ・ 担任等から管理職等に情報共有を行うべき事案が校内で明確に整理されているか。
- ・ 警察への相談・通報や、市町村・児童相談所等への相談・通報を要する事案が校内で明確に整理されているか。
- ・ 警察をはじめとする関係機関の連絡窓口は把握しているか。校内の担当者は明確か。
- ・ 児童生徒を見守る地域との連携体制は整えられているか。
- ・ P T A等に対し児童生徒を地域で見守る必要性を説明しているか。

(2) 設置者においては、学校からの連絡に基づく迅速な対応ができるよう、日常から学校との情報共有とそれにに基づく対応、関係行政機関等との連携協力のための体制を整えておく必要があり、具体的には、以下の状況等を4月の新学期に向けて確認し着実に対応を進めること。

#### 【設置者における緊急点検項目（例）】

- ・ 学校から設置者に報告を行うべき事案は明確に整理されているか。
- ・ 警察をはじめとする関係機関の連絡窓口は把握しているか。
- ・ 学校警察連絡協議会に基づく学校と警察の連携が十分に機能しているか。
- ・ 学校と警察の間で子供を守るために情報共有ができる体制となっているか。

(3) これらの緊急点検を通じ、別添「児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】」に示す、①所在不明の場合、②家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合、③学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものを含む。）との関わりがある場合、④欠席が続く場合のそれぞれの状況に応じた対応が円滑に実施できる体制の構築に努めること。

## 2. 平成27年度特に力を入れて取り組む施策

### (1) 学校や教育委員会における組織的な対応の充実

① 学校においては、連續して欠席し連絡が取れない児童生徒等に対する組織的な対応を推進する観点から、校務分掌の見直し等により、例えは、不登校児童生徒の支援を中心に担当する教員を明確に位置付け家庭を訪問する体制を構築することや、地域や関係機関との連携を担当する教員を明確に位置付け学校と地域や関係機関との連携を一層促進する体制を構築することを積極的に検討すること。

教育委員会等においては、こうした学校の取組について、先進事例の紹介等を通じ、積極的に支援すること。また、スクールソーシャルワーカーの配置の促進とその円滑な運用により、経済面をはじめとした様々な課題を抱える家庭の状況等、児童生徒を取り巻く環境に対し教育と福祉とが協働しながら働き掛ける条件を整備していくこと。

② 学校においては、地域ぐるみで子供を守り支える、開かれた学校の推進の観点から、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の活用を通じて、日頃から地域住民や関連機関等との連携・協働体制を構築すること。

③ 教育委員会においては、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により全ての地方公共団体に設けることとされた総合教育会議を活用し、政策上の課題、また、個別事案への対応を進めること。

具体的には、貧困などの課題を抱える家庭への支援については、学校・教育委員会だけでなく、生活保護や生活困窮者支援等を担当している部局との連携、保護者の監護能力等の観点から支援が必要な家庭に対しては、福祉事務所等、児童福祉法等の対応を担っている担当部局との連携が考えられること。

### (2) 学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携の促進

① 学校においては、学校警察連絡協議会等の枠組みを通じ、警察と連携し、非行防止や犯罪被害防止等に関する情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的措置について協議を行い、これを計画的に実施するなどの取組が行われてきたところであり、これを一層促進すること。

また、この協議会等による連絡体制は、個々の学校と警察との連携の基礎になるものであることから、学校及び設置者においては、この協議会の運営

や、これに基づく学校と警察との連携が実質的なものとなっているか、円滑に機能しているかを不斷に見直しその改善充実を図っていくこと。

このような協議会等の枠組みができていない地域においては、子供の安全を守るという観点からその必要性について改めて検討すること。

- ② 学校と警察の連携に係る協定等は、警察が学校に連絡する事案や、学校が警察に相談又は連絡する事案等を整理し、学校と警察は、この協定等に基づき、連絡等の対象となる事案について、児童生徒の氏名等も含めて情報交換を行うものであるが、いまだこのような協定締結等を行っていない教育委員会等にあっては、当該教育委員会等が所管等する学校における学警連携状況を検証しつつ、協定締結等に向けて積極的に取り組むこと。また、協定等に基づく個別事案の情報交換を促進するため、都道府県公安委員会と都道府県教育委員会等において、意見交換や合同視察の機会を設けるなどにより、学校と警察の連携強化について認識の共有を図ることも必要であること。
- ③ スクールソーターは、警察官として長年培った知識、経験を活用した活動により、学校における困難事案への対応能力の向上に寄与するものであり、その配置が十分でない地域においては、各地方公共団体等において、その配置等の促進と十分な活用を進めること。
- ④ 少年サポートセンターは警察における少年問題に関する専門的知見を有する機関であり、学校等関係機関との連携の一元的窓口となるよう体制の充実を図ることとされていること等を踏まえ、学校においては、少年サポートセンターと連携し、個々の児童生徒の状況に応じた少年サポートチームの結成等による支援に積極的に取り組むこと。
- ⑤ 学校・教育委員会と福祉部局・児童相談所等との関係についても、例えば、教員の研修に児童相談所・市町村の職員を招くなどして、教員の児童福祉に関する制度等の理解を深めるとともに、相互に信頼感を醸成する機会等の充実を図ること。

### (3) 課題を抱える家庭に対する、教育と福祉が連携した支援の充実

- ① ひとり親家庭も含め、経済面を始め様々な面から見て困難な状況等にある家庭では、子育てに当たり様々な課題を抱えていることも多く、学校の立場から働き掛けていくことも重要であり、教育委員会においては、スクールソーシャルワーカーの配置による早期の課題対応や、家庭教育支援チーム等の組織化による、身近な地域における子育てや家庭教育に関する相談体制の充実に努めること。

### (4) 子供のSOSを受け止めるための窓口の充実等

- ① 都道府県・指定都市等においては、「24時間いじめ相談ダイヤル」を「24時間いじめ・子供安全相談ダイヤル（仮称）」等に改編し、いじめに限らず子供のSOS全般を受け止める窓口であることを明確化すること。
- ② 文部科学省においては、「24時間いじめ・子供安全相談ダイヤル（仮称）」と併せ、「子どもの人権110番」、「児童虐待対応を念頭に3桁化される児童相談所全国共通ダイヤル189番」、ヤングテレホンコーナー（警視庁・道府県

警察本部が整備している相談窓口)等、様々な子供のSOSの受け止めに係る窓口について周知するポスターを作成することとしており、各学校等においては、これを校内に掲示するなどを通じ、児童生徒に対して、日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人について「被害のおそれ」があるとき等は、教職員をはじめとする身近な大人によく相談するよう指導していくこと。

③ 内閣府等と連携の下、平成27年度は、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や11月の「子ども・若者育成支援強調月間」、8月のPTAの全国会議等においても、子供のSOSの受け止めに係る窓口の周知等を図ることとしており、学校・設置者においても、そのような取組と連動した保護者・地域ぐるみの活動を推進すること。

### 3. 「被害のおそれ」がある児童生徒に対する早期対応

(1) 1や2の取組を通じ、学校・設置者における組織的な対応のための体制を整備するとともに、別添「学校における早期対応について【指針】」を踏まえ、学校や地域の実情に応じた早期対応の指針を作成し、学校内や学校と設置者間の情報共有、状況に応じた具体的な対応についてあらかじめ整理し、事案に応じた円滑な対応が行えるよう備えること。

### 4. その他

文部科学省においては、平成27年度早期に、緊急の生徒指導担当者連絡会議を開催することとしており、このような機会を通じ、この通知に示す事項に係る好事例を紹介していくこととしていることから、学校・設置者においては、そのような事例を参考に年度内においても取組の改善を図っていくこと。

児童生徒の「被害のおそれ」に対する  
学校における早期対応について【指針】(平成27年3月31日)

(日常の体制)

- 学校における早期対応を円滑に進めるためには、日常から組織的な対応、学校外の組織との連携を進めておく必要がある（この通知の2を参照）。
 

また、児童生徒に対しては、日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人について「被害のおそれ」があるとき等は、教職員をはじめとする身近な大人によく相談するよう指導していくことが必要である。

(連續欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応)

- 病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連續して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする。
 

また、正当な事由がなく7日以上連續して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができるていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする<sup>\*1</sup>。

いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要がある。
- ここに示している日数は目安であり、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに設置者に報告することが必要である。
- また、出席していたとしても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、児童生徒に危険が及ぶおそれがある場合についても、学校は設置者へ報告を行うものとする。
- なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報する必要があり、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告する必要がある<sup>\*2</sup>。

(学校・設置者による速やかな支援体制の構築)

- 設置者への報告後、学校及び設置者等は速やかに当該児童生徒に対する支援体制を構築する必要がある。その際、「所在不明の場合」「家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合」「学校外の集団との関わりがある場合」「欠席が続く場合」と状況に応じた支援体制を構築し、適切な対応をとる必要がある。

① 所在不明の場合

- 児童生徒本人と連絡が取れない場合については、学校、家族、他の児童生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて担任教員やそれ以

外の当人が信頼を寄せる教員・大人、さらにはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターを活用し、必要に応じて児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連絡しながら、その所在を明確にし、当人が家庭に戻るよう働き掛ける必要がある。

上記のような対応を取った結果、家出や行方不明が疑われる場合には、引き続きその所在の把握に努めるとともに、個々の事案に応じて速やかに警察に相談するものとする。

また、電話や家庭訪問等により連絡・接触できない家庭に属する児童など居住実態が把握できない児童については、平成26年12月26日の副大臣会議取りまとめ及びこれを踏まえた通知（「居住実態が把握できない児童への対応について（通知）」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発0316第1号））や「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」（平成25年3月1日付け24初初企第68号）に基づく対応により、市町村内及び市町村間での情報提供や、関係機関等との連携によりその所在確認を行っていく必要がある。

## ② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- 保護者との間で、教員（担任教員でなくとも保護者が信頼を寄せている教員）、スクールソーシャルワーカー、教育委員会職員等により、当人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から十分な話合いを行い、早急に連絡が取れる体制を組むよう努力する。

その際、スクールソーシャルワーカーを十分活用し、市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関等から情報収集を図り、必要に応じて、当人や家庭に対する支援体制の構築についても検討する。その上で①と同様の対応を進めていく。

なお、上記①、②を通じて当人の所在が確認されたものの、学校外の集団との関わりの中で「被害のおそれ」が残る場合には③の対応に移行する。

## ③ 学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合

- 少年サポートセンターやスクールサポーターが、少年警察ボランティア（少年補導員、少年指導委員、少年警察協助員）等と連携して、少年、保護者、地域住民等の元に出向き、少年からのSOSにつながり得る情報を幅広く収集するなどアウトリーチ型の少年サポート活動を推進する。
- また、警察では、学校等関係機関、地域住民等の協力を得て、情報を収集し、集団的不良交友関係の実態を把握する。その上で、SOSを発している少年の発見・救出はもとより、少年のたまり場対策、集団的不良交友関係に代わる居場所づくり等を通じた集団的不良交友関係の解消に向けた対策を推進する。
- 学校としては、こうした警察の取組と連携を図ることが重要である。

- また、学校として他の児童生徒、保護者、地域の人々等から情報収集を進める必要がある。
- その上で、少年サポートチームを招集するなど学校と警察等との関係機関が連携し、体制を組みつつ、「被害のおそれ」を取り除くようにしていく必要がある。  
また、学校、PTA、地域の人々、関係機関等が連携して当該集団に属する若者を指導し、被害を防止していく必要がある。上述の少年サポートセンター、スクールソーシャルワーカーとの連携のほか、スクールガードリーダーの十分な活用も考えられる。  
なお、当面の「被害のおそれ」はなくなっても、欠席が続く場合には④の対応に移行するものとする。

#### ④ 欠席が続く場合

- 「欠席が続く場合」について、ここで示しているのは「被害のおそれ」がある場合のものであり、例えば、完全に自室に閉じこもり両親も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などが想定される。
- これらについては、担任教員、生徒指導担当教員、養護教諭等の関係教員が管理職の指示の下、組織的に関わりながら、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等も適切に活用し、当該児童生徒の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施する必要がある。さらに、教育相談センター等による訪問支援を行うほか、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携し、組織的・計画的な支援を推進していく必要がある。

必要に応じ、他の児童生徒や保護者等から情報収集することも重要である。

---

\*1 学校教育法施行令は、第19条において、校長は、常に、その学校に在学する児童生徒の出席状況を明らかにしなければならないとし、同第20条において、義務教育段階の児童生徒については、校長は、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所のある市町村の教育委員会に通知することとしている。これらは就学義務に関連して定められている規定であるが、本指針では、この規定を念頭に置き「7日間」とした。

\*2 児童虐待の防止等に関する法律第6条においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することとされている。平成16年の同法及び児童福祉法の改正により、市町村が虐待通告先に追加される等、市町村の役割が明確化されている。

# 児童生徒の「被害のおそれ」に対する 学校における早期対応について【指針】(平成27年3月31日)(概要)

資料1

- 日常の体制
  - ・ 教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築する。
  - ・ 子供のSOSを受け止める信頼関係を構築するとともに、相談窓口を周知する。
  - ・ 自身や友人に「被害のおそれ」があるときは信頼できる身近な大人に相談するよう指導する。
  - ・ 警察署や少年サポートセンターとの連携体制（学警連携協議会）を整備する。都道府県警本部と教育委員会等との間で学警連絡協定の締結等を行う。
  - ・ 学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築（コミュニケーション等を活用）する。
- 欠席時の対応 ※ 原則として対面で安全を確認する。
  - 【連續欠席3日（目安）】
    - ・ 連續欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告する。
  - 【連續欠席7日】
    - ・ 連續欠席等が7日間になり、正当な事由（児童生徒の病気や事故等）がない場合、管理職は速やかに設置者に通知する。
  - 学校・設置者は速やかに支援体制を構築するとともに、以下のような場合等に応じて、関係機関とも連携しつつ対応する。
    - ① 所在不明の場合
    - ② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合
    - ③ 非行グループ等と関係がある場合
    - ④ 欠席が続く場合

※ 事件性がある場合は直ちに警察へ相談・通報、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村・児童相談所へ相談・通告する。

## 川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策（概要）

### 1. 新学期に向けた緊急点検

#### 【学校】

- ・ 学級の中に「被害のおそれ」のある児童生徒がいないかを各担任が確認しているか。
- ・ 特に支援が必要な児童生徒や、その家庭に係る状況は適切に引き継がれているか。
- ・ 組織的対応を行うための校内の体制は整えられているか。 等

#### 【教育委員会】

- ・ 学校から設置者に報告を行う事案は明確に整理されているか。
- ・ 学校警察連絡協議会に基づく学校と警察の連携が十分に機能しているか。学校と警察の間で子供を守るための情報共有ができる体制となっているか。 等

### 2. 平成27年度特に力を入れて取り組む施策

#### (1) 学校や教育委員会における組織的な対応の充実

- 不登校支援の中心となる教員・地域連携を担当する教員の明確化等
- 地域ぐるみで子供を守り支える、開かれた学校の推進（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等を活用した取組の推進）
- 総合教育会議を積極的に活用した教育行政の推進等

#### (2) 学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携の推進

- 学警連携協定の締結の促進、スクールサポーター（警察官OB等）の配置促進と活用、警察における少年サポートセンターの体制充実及び当該機関と学校等との連携による少年サポートチーム（個別の事案に対応）結成促進【警察庁と連携】
- 少年鑑別所における非行・犯罪防止の相談【法務省】
- 福祉関係機関との連携【厚生労働省と連携】

#### (3) 家庭による子供の見守りの重要性と、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実

- スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等の配置の促進と活用
- 保健、福祉の機関等間の連携の徹底、地域の身近な相談拠点の拡充【厚生労働省】
- 「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）等を踏まえた取組の推進【厚生労働省を中心に各省庁連携】

#### (4) 子供のSOSを受け止める窓口の充実と、社会全体でアンテナを高く保っていくための啓発活動の実施【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省と連携】

- 改編し創設する「24時間いじめ・子供安全相談ダイヤル（仮称）」、児童虐待対応を念頭に3桁化される児童相談所全国共通ダイヤル「189番」等、子供のSOSを受け止める窓口の周知（ポスターの作成・配布等）
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）やのPTA全国会議等の活用（8月）
- 少年警察ボランティア（少年補導員等）と連携した情報の受け止めと啓発活動【警察庁】

### 3. 早期対応の指針の策定

文部科学省が新たに定めた指針等を踏まえ、学校・教育委員会等において早期対応の指針を定め、円滑な対応の実施を図ること。【特に、警察庁、厚生労働省と連携】(関連する具体的取組)

- 少年サポートセンターやスクールソポーターによるアウトリーチ型の少年サポート活動の推進【警察庁】
- 集団的不良交友関係の把握と解消に向けた対策の推進【警察庁】

### 4. 今回の事件に関連したその他の課題と対応する施策の推進

① 高校中退防止策等、学習や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援

- 学校における教育相談体制の充実、学び直しの支援等

○ 学校とハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携した就労支援等

【厚生労働省と連携】

② 非行防止やいじめ防止、生命を尊重する態度の育成等に向けた指導の充実

- 非行防止教室の推進や道徳教育の充実【警察庁と連携】

○ 少年警察ボランティア等との連携による少年の立ち直り支援活動の推進【警察庁】

③ 情報モラル等を育む指導の充実

- 情報モラルや情報に対する責任に関する指導の充実

④ 欠席が続く児童生徒に係る状況等の把握

- 欠席が続く児童生徒への対応状況等の継続的な把握

⑤ 更に信頼される教育行政の推進に向けて

## 川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策

平成 27 年 3 月 31 日

### 川崎市における中学 1 年生殺人事件に係るタスクフォース

- 平成 27 年 2 月 20 日、川崎市の中学 1 年生が殺害された。前途ある中学生が被害者となった痛ましい事件であり、今も事件現場には献花が絶えない。
- この事件が大きな関心を集めるのは、学校、行政、地域社会などの努力により事件を防げなかつたかという社会共通の思いとともに、今回の被害者と同様の危険にさらされている児童生徒が身近にもいるのではないかという危機感などによるものである。
- 政府として、今回の事件の検証を行うとともに、これを踏まえた再発防止策を検証すべく、平成 27 年 2 月 27 日、丹羽秀樹文部科学副大臣を主査に「川崎市における中学 1 年生殺人事件に係るタスクフォース」を立ち上げた。
- タスクフォースでは、同日、川崎市と同様の事件を防ぐため、緊急調査を開始し、全国の小・中・高等学校等の児童生徒の安全について確認・点検を行った。また、3 月 9 日には、新たに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省を正式の構成員として加え、4 月からの新学期を前に実効性ある再発防止策等の検討を進めてきたところ、一般、政府として以下の内容を取りまとめたところである。

#### 【構成】

1. 事件の検証
2. 新学期に向けた、学校・教育委員会等における緊急点検
3. 平成 27 年度特に力を入れて取り組む施策
  - (1) 学校や教育委員会における組織的な対応の充実
    - ① 不登校支援の中心となる教員・地域連携を担当する教員の明確化や、スクールソーシャルワーカーの配置等による、組織的な対応のための体制の整備
    - ② 地域ぐるみで子供を守り支える、開かれた学校の推進
    - ③ 総合教育会議を積極的に活用した教育行政の推進等
  - (2) 学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携の推進
  - (3) 家庭による子供の見守りの重要性と、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実
  - (4) 子供の S.O.S を受け止める窓口の充実と、社会全体でアンテナを高く保つための啓発活動の実施
4. 被害のおそれがある児童生徒に対する早期対応
5. 今回の事件に関連したその他の課題と対応する施策の推進
  - ① 高校中退防止策等、学習や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援
  - ② 非行防止やいじめ防止、生命を尊重する態度の育成等に向けた指導の充実
  - ③ 情報モラル等を育む指導の充実
  - ④ 欠席が続く児童生徒に係る状況等の把握
  - ⑤ 更に信頼される教育行政の推進に向けて

## 1. 事件の検証

- 事件の発生から 11 日が経過した平成 27 年 3 月 3 日、川崎市において、教育委員会事務局検証委員会等が立ち上げられた。

3 月 31 日にとりまとめられた同委員会の中間取りまとめでは、本事件に係る事実関係及び再発防止策として以下のことがとりまとめられている。

### 川崎市教育委員会事務局検証委員会による中間取りまとめ（概要）

#### I 事実関係の把握

#### II 検証と考察

1. Aさんの行動の変化に対して、組織として共通認識をもって適切に対応していく体制について
2. 生徒が登校できない状況になった時、それぞれの状況に応じた適切な働きかけやかかわりをもつための体制について
3. Aさんの危機的状況を把握し、対応するチャンスについて
4. 教育委員会の協力や支援について
5. 検証と考察のまとめ
  - (1)適切な対応ができていた面（教職員間における情報共有など）
  - (2)課題としてとらえ、今後改善すべき面（本人・家族と直接会う必要性や、日常的な交友関係・動向の把握等）
  - (3)警察との情報共有

#### III 再発防止策に関して

1. 教育委員会としての取組（教育委員会（区教育担当）による不登校連絡票の活用、事務局組織体制の強化（学校支援等の総合調整担当の配置）等）
2. 学校に求められる取組
  - (1)各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実（児童生徒一人一人の学校内外での状況をできる限り広く把握するよう努めること、得られた情報の整理と的確な分析・考察、それを元にした対応体制の構築など）
  - (2)校内職員研修の充実
3. 関係局区との連携推進
4. 警察との情報連携の推進

- これは川崎市の教育委員会事務局により整理されたものである。中間取りまとめであり、また、被害者等のプライバシーに配慮し非公開とされている部分も多い。川崎市としては、4月以降、外部の視点を入れた検証を行うとのことであり、タスクフォースとしても必要なフォローアップを行っていく。
- 川崎市に対しては、学警連携の在り方を改善する必要性を踏まえ、外部の視点を入

れた検証を行うに当たって警察の協力を得るようにすること、また、外部の視点を入れた十分な検証を踏まえ、今回のような事件が二度と起こらないよう実効性のある再発防止策を実施していくことを強く求めたい。

- 一方、現時点でまとめられた中間取りまとめ等を踏まえれば、今回の事件に関し少なくとも以下の課題が指摘できると考える。
  - ・ 学校の組織としての対応が情報共有にとどまり、教育委員会も含めた組織的な早期対応に結びつかなかつたこと
  - ・ 課題を抱える家庭に対する、教育と福祉が連携した支援に結びつかなかつたこと（教育の面から見れば、スクールソーシャルワーカーの活用等がなされていなかつたこと）
  - ・ 被害者に危険が迫っている可能性について、学校をはじめとする周囲の大人が気付かなかつたこと
  - ・ 学校と警察の間で、非行少年等に係る個人情報の円滑なやり取りがなされる仕組みが整えられていないこと
- タスクフォースとしては、このような今回の事件に関する個別の状況とともに、今回の事件が、同様の危険にさらされている児童生徒が身近にもいるのではないかとの危機感を社会共通に抱かせるものであること等を踏まえ、連絡が取れない、又は学校外の集団との関わりがある状況の下、児童生徒の生命・身体に重大な被害が及ぶおそれ（以下「被害のおそれ」という。）がある場合に対応するため、川崎市だけでなく全国的に推進する必要がある取組をまとめることとした。  
具体的には、①4月の新学期までに進める緊急点検の実施、②平成27年度特に力を入れて取り組む施策、③学校における早期対応の指針の策定、④今回の事件に関連したその他の課題と対応する施策を示している。
- なお、児童生徒への「危険」としては、事故や災害に遭う場合、通学路等で犯罪に巻き込まれる場合、欠席はしていないもののいじめの可能性がある場合や自傷行為等が見られる場合など、多様な場合が考えられるが、これらへの対応に当たっても、組織的な対応や外部との連携を進め対応していくことが重要である。

## 2. 新学期に向けた、学校・教育委員会における緊急点検

- 今回、全国の学校・設置者（公立学校の場合は教育委員会、国立学校の場合は国立大学法人、私立学校の場合は学校法人等）等において実施していただいた、児童生徒の安全に関する緊急確認調査においては、「被害のおそれ」がある児童生徒の存在が全国的に確認された。

- このような状況に対応していくためには、学校においては、まず、日頃から、教職員が組織として情報共有し対応できる体制を構築しておく必要がある。その上で、管理職のもと、学級・HR 担任の教員はもちろん、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が役割分担をしながら、状況に応じて学校や設置者からスクールサポーターを介するなどにより警察へ連絡すること等も含め、組織的かつ迅速に動けるようにしておくことが望まれる。
  - 学校の設置者においても、学校からの連絡に基づく迅速な対応ができるよう、日常から学校との情報共有とそれにに基づく対応、警察をはじめとする関係行政機関等との連携協力のための体制を整えておく必要がある。
  - こうしたことを踏まえ、学校や設置者、教育委員会をはじめとする行政機関においては、新学期を迎えるに当たり、以下の状況等を確認し着実に対応を進めていただきたい。

## 新学期に向けた緊急点検項目

【学校】

- ・ 学級の中に「被害のおそれ」のある児童生徒がいないかを各担任が確認しているか。
  - ・ 特に支援が必要な児童生徒やその家庭に係る状況は適切に引き継がれているか。
  - ・ 組織的対応を行うための校内の体制は整えられているか。
  - ・ 担任等から管理職等に情報共有を行うべき事案が校内で明確に整理されているか。
  - ・ 警察への相談・通報や、市町村・児童相談所等への相談・通報を要する事案が校内で明確に整理されているか。
  - ・ 警察をはじめとする関係機関の連絡窓口を把握しているか。校内の担当者は明確か。
  - ・ 児童生徒を見守る地域との連携体制は整えられているか。
  - ・ P T A 等に対し児童生徒を地域で見守る必要性を説明しているか。

## 【設置者】

- ・学校から設置者に報告を行うべき事案は明確に整理されているか。
  - ・警察をはじめとする関係機関の連絡窓口を把握しているか。
  - ・学校警察連絡協議会に基づく学校と警察の連携が十分に機能しているか。学校と警察の間で子供を守るために情報共有ができる体制となっているか。

- これらの緊急点検に当たっては、4に示す早期対応指針についてもよくその趣旨を踏まえていただきたい。  
また、取組の実効性を高める観点から、学校や教育委員会をはじめとする行政機関においては、特に平成27年度、3の施策について力を入れて推進いただきたい。

### 3. 平成 27 年度特に力を入れて取り組む施策

#### (1) 学校や教育委員会における組織的な対応の充実

##### ① 不登校支援の中心となる教員・地域連携を担当する教員の明確化や、スクールソーシャルワーカーの配置等による、組織的な対応のための体制の整備

○ 学校における組織的な対応を推進する観点からは、校務分掌等を見直し、例えば、不登校児童生徒の支援を中心的に担当する教員について、授業負担を軽減して家庭を訪問する体制等を構築することが必要である。このような取組を教育委員会として支援している例もあり、このような先進的な取組等を参考に他の地域でも対応の充実を進めることが重要であり、あわせて必要な指導体制の充実を図ることも重要である。

また、地域や関係機関との連携を担当する教員についても、同様の観点から、負担を軽減しつつ分掌として位置付け、学校と地域や関係機関との連携を一層推進することも考えられる。

○ また、多様な社会的背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、教育と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を一層促進していくことが重要である。

スクールソーシャルワーカーについては、近年、配置拡充に向けた取組が進んでいくが、いまだ配置がなされていない地域もある。教育委員会等においては、その積極的な配置に努めるとともに、より円滑な運用につなげていく必要がある。

学校においては、問題行動の背景にある子供を取り巻く環境にスクールソーシャルワーカーが教職員と協働しながら働き掛けることが有効である。

##### ② 地域ぐるみで子供を守り支える、開かれた学校の推進

###### (開かれた学校の推進)

○ 今回のような事件を未然に防止し、また、緊急に対応していくに当たっては、学校や教育委員会だけで問題と向き合うことは難しい面があり、学校と地域住民や関係機関等との連携が必要不可欠である。

○ このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の活用を通じて、日頃から地域住民や関連機関等との連携・協働体制を構築し、学校運営や学校支援を進めていくことが重要である。

さらに、地域住民と連携した、放課後の子供の居場所づくりや、学習が遅れがちな中学生を対象とした原則無償の学習支援等の取組を進めていくことも重要である。

- また、学校における早期対応を円滑に進めるためには、日常からの学校と警察をはじめとする関係機関との連携も重要である<sup>1</sup> ((2) 参照)。
- さらに、学校と保護者や地域住民との連携・協働体制（P T A等）の下、学校内外において子供のS O Sを受け止める取組を推進する必要がある ((3)、(4) 参照)。  
特に、保護者については、日常から学校として信頼感の醸成に努めることが緊急の際の協働した対応を行う上での基盤となるものであることは言うまでもない。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 地域にあっては、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者支援地域協議会等を活用して、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するネットワークが整備されている例もある。地域の実情によっては、こうした制度を活用していくことも考えられる。

**③ 総合教育会議を積極的に活用した教育行政の推進等**

- 学校が地域に開かれ、また、学校や教育委員会が関係機関と連携していくためには、平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により全ての地方公共団体に設けることとされた総合教育会議を活用することが有意義である。
- 例えば、貧困などの課題を抱える家庭への支援については、学校・教育委員会だけでなく、生活保護や生活困窮者支援等を担当している部局との連携が欠かせない。  
また、保護者の監護能力等の観点から支援が必要な家庭に対しては、市町村・児童相談所等、児童福祉法等の対応を担っている担当部局との連携が必要となる。
- このような観点から、政策上の課題、また、個別事案への対応も含め、総合教育会議を通じた施策・対応の充実が望まれるところである。

(第三者的視点を取り入れた事実関係の検証と対応策の検討)

- 今回のような児童生徒の痛ましい事件が起こった際は、事実関係の検証と対応策の検討を進める必要がある。
- 順序としては、まず、事案の発生後速やかに、情報を時系列にまとめるなどして整理するとともに、教育委員会等に検証のための組織を立ち上げるなどして対応を進め

<sup>1</sup> 例えば、大阪教育大学を中心として進められている「セイフティプロモーションスクール」では、学校とP T A、保健所、警察、消防、専門家等からなる学校安全委員会を組織し、学校安全計画を策定するなど、地域と学校が一体となった学校安全確保とその評価のための取組等が行われている。子供に対する「被害のおそれ」をなくしていくために開かれた学校づくりを進めるに当たっては、その手法の活用を検討することが考えられる。

る。検討のための組織については、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を得ることにより、専門性・公平性・中立性を確保するよう努める<sup>2</sup>。

これらの検証の実施には児童生徒及びその保護者等の理解と協力が不可欠であり、できる限りの配慮と説明を行うことが必要である<sup>3</sup>。

- 事実関係の究明の段階にあっては、学校現場は疲弊し混乱しているケースが多い。このため、事実関係の究明、マスコミ対応等は教育委員会等が行うことが考えられる。児童生徒の心のケア等の観点からは、スクールカウンセラー等を緊急に派遣することは当然必要である。また、学校の敷地等にマスコミが無秩序に立ち入る事態等を回避することも必要なことである。
  - その際、併せて、教育委員会の職員等のうちから窓口（報道担当）を設定し、その者による一元的な対応を徹底すること、正確で一貫した情報発信を心掛けること、事実の説明についてはあらかじめ児童生徒やその保護者等の意向を確認することなど適切なマスコミ対応を行うことも重要である。
- 事実関係の究明の段階にあっては、教育委員会等も疲弊し混乱しているケースもある。その際は、当該教育委員会等は、上位の機関等に対し第三者的視点を伴った助言・指導を適宜求めていくことも考えられる。

## （2）学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携促進

- 学校と警察との連携については、学校警察連絡協議会や非行防止教室等の開催を通じ、警察署や少年サポートセンター等との間で日常から信頼感を培うことが重要である。また、非行に係る児童生徒の個人情報等のやり取りを円滑に進める観点からは、学警連携協定等による都道府県警察本部等と教育委員会等の間の連携を更に進める必要がある。

### （学校警察連絡協議会）

- 学校と警察の連携については、昭和38年より学校と警察が少年の非行防止等に関して連携強化を図る目的から設置された、学校警察連絡協議会等の枠組みを通じた連携が行われている。具体的には、地域において学校等と警察が協議会を設け、この場を通じて非行防止や犯罪被害防止等に関する情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的措置について協議を行い、これを計画的に実施するなどの取組が行われている。

<sup>2</sup> 先行事例においては、まず内部組織において事実関係と対応策を整理し、その後、第三者性の高い検証委員会等を立ち上げ、更なる事実関係の整理と対応策の改善を図っている例もある。

<sup>3</sup> 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参照。

- このような協議会による連絡体制は、個々の学校と警察との連携の基礎になるものであることから、学校及び設置者においては、この協議会の運営や、これに基づく学校と警察の連携が実質的なものとなっているか、円滑に機能しているかを不斷に見直しその改善充実を図っていくことが求められる。
- なお、このような協議会の枠組みができていない地域においては、子供の安全を守るという観点からその必要性について改めて検討することが望まれる。

(学警連携協定等)

- このような学校と警察の連携をより実効的に行っていくため、全国の多くの地域において、学校警察連携に係る協定等の学校警察連絡制度が設けられている。これは、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を推進するため、都道府県警察本部等と教育委員会等が協定の締結等を行うものである。
- 協定等においては、警察が学校に連絡する事案や、学校が警察に相談又は連絡する事案等が整理される。学校と警察は、この協定等に基づき、連絡等の対象となる事案について、児童生徒の氏名等も含めて情報交換を行うことになる。
- このような協定については、個人情報の保護意識の高まる中、青少年の健全育成・非行やその被害の防止の必要性等の観点から、児童生徒の個人情報等の円滑な共有を図るため、平成14年以降、各地で締結が進んできた。
- 協定等を締結し、それに基づく情報提供を行うことは、学校の責任を放棄することではなく、学校と警察が連携して取り組む契機を作っていくものである。また、教育委員会等として協定を締結することは、対応を学校現場任せにすることなく、学校と警察が相互に連絡すべき事項等をあらかじめ明確化しておく意義もある。  
　このようなことを踏まえれば、いまだこのような協定締結等を行っていない教育委員会等にあっては、当該教育委員会等が所管等する学校における学警連携状況を検証しつつ、非行防止や犯罪被害防止等の観点から協定締結等に向けて積極的に取り組むべきである。また、協定等に基づく個別事案の情報交換を促進するため、都道府県公安委員会と都道府県教育委員会等において、意見交換や合同視察の機会を設けるなどにより、学校と警察の連携強化について認識の共有を図ることも必要である。
- もちろん、学校と警察の連携は協定の締結をもって終わるものではない。学警連携をより実効性のあるものとするためには、不審者情報を含めた学校安全全般に係る情報交換等、日常から学校と警察署・少年サポートセンター等との連携を行うことが重要である。

(スクールソーター、少年サポートセンターと学校等関係機関との連携)

- スクールソポーターは、担当する学校への訪問活動等により、校内における児童生徒の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行うなど、教職員では対応に苦慮する困難事案について、警察官として長年培った知識、経験等を活用した活動により、学校における困難事案への対応能力の向上に寄与している。

今後は、非行や犯罪被害のおそれのある情報について、適時適切な情報共有が図られるよう、スクールソポーターが有する学校と警察の橋渡し役としての機能を強化する必要がある。

スクールソポーターの配置状況が十分でない地域もある。各地方公共団体等においても、スクールソポーターについて、その配置等の促進と十分な活用を進めていただきたい。

- 少年サポートセンターは警察における少年問題に関する専門的知見を有する機関であることから、学校等関係機関との連携の一元的窓口となるよう体制の充実を図るとともに、個々の少年の状況に応じて少年サポートチームの結成を積極的に働き掛けるなど、関係機関が連携した対応を一層推進する。

#### (少年鑑別所における非行・犯罪防止の相談)

- 各都道府県に設置されている少年鑑別所では、地域社会の非行・犯罪の防止のため、児童・生徒のほか、子供の問題で悩みを抱える保護者や学校の教職員等からの相談に応じており、その活用も考えられる。

#### (福祉部局等との連携)

- また、学校と市町村の福祉部局、児童相談所等との連携については、例えば、教員の研修に児童相談所・市町村の職員を招くなどして、教員の児童福祉に関する制度等の理解を深めるとともに、相互に信頼感を醸成する機会を設けることが考えられる。

- 学校において顕在化する児童生徒の問題行動については、その背景に貧困等の家庭の問題が潜んでいることもあると指摘されている。学校において福祉機関と連携を進めるに当たっては、その前提として、児童虐待等に係る研修や、新しい生活困窮者自立支援制度に係る啓発等を通じ、教員が、児童福祉や、家庭支援に係る社会福祉についての基礎的な理解を深めていくことも重要である。

- なお、国立学校及び私立学校については、各設置者において、子供の安全確保、関係機関との連携の推進を図ることが望まれる。この際、設置者の求めに応じて、関係行政部局（私立学校の場合は都道府県、株式会社立学校の場合は特区認定市町村、国立学校の場合は文部科学省）や関係団体が、警察や福祉関係機関との連携等に関して支援を行うことが求められる。

### (3) 家庭による子供の見守りの重要性と、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実

- 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する。保護者は、子供に生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める必要がある。
- 一方、ひとり親家庭も含め、経済面をはじめ様々な面から見て厳しい状況にある家庭では、子育てに当たり様々な困難を抱えていることが多く、学校の立場から働き掛けていくことも重要である。

#### (学校・教育委員会からの取組)

- このため、文部科学省では、子供の貧困対策大綱等を踏まえ、教育と福祉等をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実を進めている。スクールソーシャルワーカーが子供やその家庭が抱える問題について、学校と関係機関を積極的につなぐ支援体制を構築することにより、課題の早期対応に取り組んでいく。  
また、家庭教育支援チーム等の組織化を促進し、身近な地域における子育てや家庭教育に関する相談対応、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会の提供、訪問型家庭教育支援等の取組を充実していく。
- 各地方公共団体等においても、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等について、その配置等の促進と十分な活用を進めていただきたい。

#### (保健、福祉の機関等間の連携の徹底、地域の身近な相談拠点の拡充)

- また、地域で様々な支援が行われているにもかかわらず、どのような支援が受けられるのか、どこに相談すれば良いかといったことが子育て世帯に十分に知られていないため、結果として支援を受けるに至らず対応が遅れるといったことがないようにしていく必要がある。特に、困難な状況にある子供や保護者の置かれた厳しい状況に鑑みれば、自ら適切な相談拠点にアクセスすることが容易でないことがあり得ることは想定される。このため、厚生労働省においては、子供や保護者が状況に応じた支援機関と接点を持つための一つの取組として、家庭と関わる機会の多い地域の保健、福祉の機関<sup>4</sup>やNPO等の民間組織などの関係機関側が、接点のあった子供や保護者の課題を把握できた場合には、関係機関同士で連携して、子供や保護者を適切な支援機関につないでもらえるよう関係機関に徹底する。例えば、児童扶養手当の現況届の提出窓口において、現況届提出時等に家庭の課題を把握できた場合には、必要な支援を提供する機関に橋渡しを行うことを推進する。この他、地域若者サポートステーションにあっても、本来業務を実施していく過程で支援が必要と思われる子供・保護者に気付い

<sup>4</sup> 想定される主な保健、福祉機関：子育て相談窓口、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の実施施設、保健センター、保育所、児童館、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所など

た場合は、関係機関への橋渡しに努める。あわせて、地域で専門性の高い相談支援を切れ目なく実施する「子育て世代包括支援センター」や身近な場所で気軽に相談できる子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業（基本型）などの地域における相談拠点を拡充することとしている。

- このような対応に当たっては守秘義務や個人情報保護に留意する必要があり、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の仕組みを活用するなど、適切な支援に必要な情報共有を検討することが必要である。
- さらに、児童虐待や居住実態が把握できない児童への対応については、平成 26 年 12 月 26 日の児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の取りまとめを踏まえ、居住実態が把握できない児童の所在把握のための取組のほか、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期発見等に資する対応策として、厚生労働省を中心に、予防や軽度な支援が必要なケースにおける子育て支援事業の積極的な活用や、児童等の最新情報を要保護児童対策地域協議会の関係者が共有し得るモデル事業の実施等の取組を推進することとしているところである。

#### （4）子供のSOSを受け止めるための窓口の充実と、社会全体でアンテナを高く保つていくための啓発活動の実施

- 子供たちのSOSを受け止め、適切に対応していく取組を教育行政として、また、社会全体で推進していく必要がある。そのためには、（1）から（3）まで示した取組等を進めていくことを通じ、学校、設置者、関係機関、家庭が子供たちのSOSを早期に発見していくことも重要であるとともに、保護者や地域社会の大人たちが子供たちのSOSを見逃さないようにしていくことも強く求められる。
- このことを踏まえ、文部科学省をはじめ、国・都道府県等においては以下の取組を進めることとする。

##### 子供のSOSを受け止めるための窓口の充実と、 社会全体でアンテナを高く保つていくための啓発活動について

- 「24 時間いじめ相談ダイヤル」を「24 時間いじめ・子供安全相談ダイヤル（仮称）」に改編することとし、都道府県等において順次必要な取組を進める。
- その上で、まず 4 月に、緊急の生徒指導担当者を集めた会議を開催し、本対応方策について周知するとともに、
  - ・ 改編した「24 時間いじめ・子供安全相談ダイヤル（仮称）」、「子どもの人権 110 番」、児童虐待対応を念頭に3桁化される児童相談所全国共通ダイヤル「189 番」、ヤングテレホンコーナー（都道府県警察本部が整備している少年相談窓口）等、

様々なSOSの受け止めに係る窓口を周知

- ・ 学校と警察をはじめとする関係機関との連携（少年サポートチーム、スクールサポーター等）に係る具体的取組を紹介
- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、学校支援地域本部、家庭教育支援チーム等において、様々な大人が関わり子供を見守る具体的な取組を紹介することとする。
- また、必要な啓発用のポスターやカード等を作成し全国で配布する。
- さらに、新年度より、都道府県担当者等を集めた関係各種会議で周知するとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や11月の「子ども・若者育成支援強調月間」、また、8月のPTAの全国会議等を活用し周知を図ることとする。
- 各学校等においても、これらの取組を踏まえつつ、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、躊躇（ちゅうちょ）することなく、周囲の信頼できる大人に相談できるようにする観点から、校内におけるSOS窓口の周知や、PTA等との連携を進めていただきたい。
- また、少年のSOSを社会全体で受け止めていくため、警察では、居住地域の実情に精通し、少年問題に高い関心を有する少年警察ボランティアとの連携を一層密にして、少年警察ボランティアが日常生活を通じて把握した少年のSOSにつながり得る情報を受け止めるとともに、保護者、地域住民等に対する啓発活動を推進する。

#### 4. 被害のおそれがある児童生徒に対する早期対応

(早期対応の指針)

- 学校から連絡が取れない状況、また、学校外の集団との関わりがある状況の下、児童生徒に「被害のおそれ」がある場合における、学校とその設置者が行う組織的な対応の円滑な実施に資するよう、文部科学省として、「被害のおそれ」がある児童生徒に対する早期対応の指針を以下のようにとりまとめた。これを基に、設置者の指導・助言のもと、各学校において早期対応の体制を構築しておくことを望みたい。

児童生徒の「被害のおそれ」に対する  
学校における早期対応について【指針】(平成27年3月31日)

(日常の体制)

- 学校における早期対応を円滑に進めるためには、日常から組織的な対応、学校外の組織との連携を進めておく必要がある（2や3（1）から（3）までを参照）。また、児童生徒に対しては、日頃から培う教職員との信頼関係を基礎に、自身や友人について「被害のおそれ」があるとき等は、教職員をはじめとする身近な

大人によく相談するよう指導していくことが必要である。

(連続欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応)

- 病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする。

また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする<sup>5</sup>。

いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要がある。

- ここに示している日数は目安であり、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに設置者に報告することが必要である。

- また、出席していたとしても、学校外の集団(成人を構成員とするものを含む。)との関わりの中で、児童生徒に危険が及ぶおそれがある場合についても、学校は設置者へ報告を行うものとする。

- なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報する必要があり、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告する必要がある<sup>6</sup>。

(学校・設置者による速やかな支援体制の構築)

- 設置者への報告後、学校及び設置者等は速やかに当該児童生徒に対する支援体制を構築する必要がある。その際、「所在不明の場合」「家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合」「学校外の集団との関わりがある場合」「欠席が続く場合」と状況に応じた支援体制を構築し、適切な対応をとる必要がある。

## ① 所在不明の場合

<sup>5</sup> 学校教育法施行令は、第19条において、校長は、常に、その学校に在学する児童生徒の出席状況を明らかにしなければならないとし、同第20条において、義務教育段階の児童生徒については、校長は、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知することとしている。これらは就学義務に関連して定められている規定であるが、本指針では、この規定を念頭に置き「7日間」とした。

<sup>6</sup> 児童虐待の防止等に関する法律第6条においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することとされている。平成16年の同法及び児童福祉法の改正により、市町村が虐待通告先に追加される等、市町村の役割が明確化されている。

- 児童生徒本人と連絡が取れない場合については、学校、家族、他の児童生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて担任教員やそれ以外の当人が信頼を寄せる教員・大人、更にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターを活用し、必要に応じて児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連絡しながら、その所在を明確にし、当人が家庭に戻るよう働き掛ける必要がある。

上記のような対応を取った結果、家出や行方不明が疑われる場合には、引き続きその所在の把握に努めるとともに、個々の事案に応じて速やかに警察に相談するものとする。

また、電話や家庭訪問等により連絡・接触できない家庭に属する児童など居住実態が把握できない児童については、平成26年12月26日の副大臣会議取りまとめ及びこれを踏まえた通知（「居住実態が把握できない児童への対応について（通知）」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発0316第1号））や「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」（平成25年3月1日付け24初初企第68号）に基づく対応により、市町村内及び市町村間での情報提供や、関係機関等との連携によりその所在確認を行っていく必要がある。

## ② 家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- 保護者との間で、教員（担任教員でなくとも保護者が信頼を寄せている教員）、スクールソーシャルワーカー、教育委員会職員等により、当人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から十分な話し合いを行い、早急に連絡が取れる体制を組むよう努力する。

その際、スクールソーシャルワーカーを十分活用し、市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関等から情報収集を図り、必要に応じて、当人や家庭に対する支援体制の構築についても検討する。その上で①と同様の対応を進めていく。

なお、上記①、②を通じて当人の所在が確認されたものの、学校外の集団との関わりの中で「被害のおそれ」が残る場合には③の対応に移行する。

## ③ 学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合

- 少年サポートセンターやスクールサポーターが、少年警察ボランティア（少年補導員、少年指導委員、少年警察協助員）等と連携して、少年、保護者、地域住民等の元に出向き、少年からのSOSにつながり得る情報を幅広く収集するなどアウトリーチ型の少年サポート活動を推進する。
- また、警察では、学校等関係機関、地域住民等の協力を得て、情報を収集し、

集団的不良交友関係の実態を把握する。その上で、SOSを発している少年の発見・救出はもとより、少年のたまり場対策、集団的不良交友関係に代わる居場所づくり等を通じた集団的不良交友関係の解消に向けた対策を推進する。

- 学校としては、こうした警察の取組と連携を図ることが重要である。
- また、学校としても他の児童生徒、保護者、地域の人々等から情報収集を進める必要がある。
- その上で、少年サポートチームを招集するなど学校と警察等との関係機関が連携し、体制を組みつつ、「被害のおそれ」を取り除くようにしていく必要がある。  
また、学校、PTA、地域の人々、関係機関等が連携して当該集団に属する若者を指導し、被害を防止していく必要がある。上述の少年サポートセンター、スクールソーシャルワーカーとの連携のほか、スクールガードリーダーの十分な活用も考えられる。  
なお、当面の「被害のおそれ」はなくなっても、欠席が続く場合には④の対応に移行するものとする。

#### ④ 欠席が続く場合

- 「欠席が続く場合」について、ここで示しているのは「被害のおそれ」がある場合のものであり、例えば、完全に自室に閉じこもり両親も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などが想定される。
- これらについては、担任教員、生徒指導担当教員、養護教諭等の関係教員が管理職の指示の下、組織的に関わりながら、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等も適切に活用し、当該児童生徒の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施する必要がある。さらに、教育相談センター等による訪問支援を行うほか、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携し、組織的・計画的な支援を推進していく必要がある。  
必要に応じ、他の児童生徒や保護者等から情報収集することも重要である。
- なお、欠席が続く場合への対応については、不登校児童生徒への対応の一環として、「不登校に関する調査研究協力者会議」において、一般に欠席が続き始めたときの早期対応の在り方や、「人間関係型」「遊び・非行型」「無気力型」「複合型」などの不登校の類型に応じた対応策を検討していく中で、更に詳細な検討を進めていくことを望みたい。

- 上述のとおり、学校・設置者においては、学校や地域の実情に応じた対応方針を定め、学校としての責務を果たしていく必要がある。

その際、それぞれの場合ごとに、まずは被害のおそれなくすべく、当人の状況の把握に努めることが最優先の課題となるが、その状況が把握された後は、その状況に応じ、学校・設置者と関係機関がケース会議を開くなどにより役割分担をしながら支援を進めていく必要がある。

## 5. 今回の事件に関連したその他の課題と対応する施策の推進

- 川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応については、上記にまとめたとおりである。また、今回の事件を踏まえて検討が必要なその他の課題や、上記取組に関連する課題についてもここで提起しておきたい。
- これらの課題については、関係省庁における施策の推進及びその不断の改善に向けた検討等が必要である。

### ① 高校中退防止策等、学習や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援

- 今回の事件に關係して、学校外における若者のグループの存在がクローズアップされた。これらのグループの中には、高校を中退するなどして、学校から離れてしまう一方で、定職に就いていない者も多い。こうした青少年については、非行を行う危険性、犯罪に手を染めてしまう危険性も高い。
- 青少年の健全育成の観点からは、高校生が安易に不登校や高校中退等に至らないよう施策を講ずること、また、高校中退者等が社会からドロップアウトしないような施策を講ずることが必要である。
- 具体的には、不登校や高校中退を防止する観点からは、学校における教育相談体制を充実していく<sup>7</sup>。また、高等学校等における中退者等に対する就職や進路支援に関する情報提供の充実、学び直しの支援等を推進する。  
また、就職希望を持つ中途退学者に対する職業的自立に向けた支援としては、政府として、ハローワークや地域若者サポートステーションと学校との一層の連携を進めていくとともに、中途退学者も含めた若者の就職支援等を盛り込んだ若者雇用促進法案を今国会に提出したところである。
- また、中学校卒業時の進路選択でミスマッチが起きないようにすることも重要であ

<sup>7</sup> 文部科学省としては、「チーム学校」の考え方の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材、補習指導員等の外部人材の配置充実を進める。

る。中学卒業時の進学先としては、いわゆる普通科等に加え、職業教育を主として行う専門高校や高等専修学校等、生徒の個性・能力に応じた多様な選択肢が存在する。中学校の進路指導担当者にあってはその重要性を改めて理解し進路指導を行っていくことが必要であり、国や都道府県等においても情報提供を充実していくことが考えられる。

- さらに、非行少年への指導に当たっては、学校と少年院、少年鑑別所、保護観察所等との連携も進めていく必要がある<sup>8</sup>。

#### ② 非行防止やいじめ防止、生命を尊重する態度の育成等に向けた指導の充実

- 非行防止の観点からは、警察と連携した非行防止教室等の実施により、発達段階に応じた、いわゆる初発型非行への対策や、飲酒・喫煙・薬物対策等を進めていくことも重要である。
- また、改めて、全ての児童生徒に対して、小学生の段階から、いじめ防止や生命尊重等の指導の充実を進めていく必要がある。これについては、学習指導・生徒指導等、学校生活全体を通じて指導を行うことが必要である。例えば、文部科学省が作成し、全国の小・中学校に配布している副読本「私たちの道徳」は、いじめへの対応や生命尊重に係る指導内容が盛り込まれており、今後とも、このような指導を充実していくことも必要である。
- 警察では、少年警察ボランティア等と連携して、問題を抱え非行に走る可能性のある少年に対して、社会との絆（きずな）を実感し、心の拠（よ）り所となる居場所を作るための立ち直り支援活動を推進する。

#### ③ 情報モラル等を育む指導の充実

- 他人の写真をインターネットに無断公表するなど、他人の情報の取扱いに関する児童生徒の理解について課題があることが指摘されている。  
このため、小・中学生のうちから情報モラルや情報に対する責任についての指導を充実していくことが必要である。

#### ④ 欠席が続く児童生徒に係る状況等の把握

- 「被害のおそれ」がある児童生徒への対応状況等については、今後、定期的な把握を進める必要がある。

<sup>8</sup> 平成27年6月施行予定の少年院法においては、社会復帰支援が少年院の責務とされ、少年鑑別所法においても、少年鑑別所の業務として非行及び犯罪の防止に関する援助業務が規定された。

具体的には、例えば、7日間連続して欠席している児童生徒に係る設置者への報告状況や、学校と警察との連携状況等について、継続的に把握し、その結果等に基づき各学校・地域において適切な対応を進めていくことを検討すべきである。

## ⑤ 更に信頼される教育行政の推進に向けて

- 学校が外部と連携を進める前提として、教育行政を更に信頼される体制へと整備していくことも必要である。
- 具体的には、教育委員については、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮することとされている。例えば、学校の状況等を外部の目で検証し課題の改善を進めていくためには、当該学校を設置する市町村における教員経験がある教育委員に偏るのではなく、より多様な人材を任命する方が望ましいことは明らかである。  
また、教育委員についてどのような者が選ばれているか、その経歴等をホームページで公開することも、社会や住民の信頼感を獲得していく上で重要なことである。
- なお、子供の安全を守るという観点からは、学校や教育委員会のみでの対応では不十分であることは上記に示したとおりである。本報告書で示した様々な取組を進めていくに当たっては、首長部局の関連機関との密接な連携体制の構築が欠かせないところであり、こうした観点から、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに設けることとされた総合教育会議も活用しつつ、各首長におかれても積極的な取組を推進されるよう望みたい。
- このような取組を通じ、外部に開かれた教育行政、学校を実現していくことが、結果として、教育の質の向上、教育に対する信頼の醸成につながっていくと考えている。

## おわりに

子供は国の宝である。また、総理の国会答弁にあるとおり、子供を守る責任は大人にある。このような考え方の下、政府として、今回の事件を教訓とした再発防止策を上記のとおり取りまとめた。

ここに掲げた施策・取組は、子供たちを危険から守るために、文部科学省をはじめ、関係府省庁、都道府県、市町村、学校設置者、学校において積極的に推進されなければならない。同時に、文部科学省は、その状況を継続的にフォローアップしていくなければならない。

このような取組が真に有効なものになるかどうかは、文部科学省・関係府省庁の施策、学校や警察をはじめとする関係機関の努力とともに、保護者や地域の大人が一丸となって子供を守れるかどうかにもかかっている。

この対応方策の公表を、家庭やそれぞれ地域で子供の回りに危険が迫っていないかどうか、不安や心配な状況がないかどうかを振り返る契機、あるいは子供たちを今回のような事件の被害者にも加害者にもしないような方策について改めて考える契機としていただきたい。

（以下に監査の実行責任者等を補足）

（以下に監査の実行責任者等を補足）

（以下に監査の実行責任者等を補足）

（以下に監査の実行責任者等を補足）

（以下に監査の実行責任者等を補足）

（以下に監査の実行責任者等を補足）

（以下に監査の実行責任者等を補足）

## 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について 県指針（案）

### 【日常の体制】

- 学校における早期対応を円滑に進めるためには、日常から組織的な対応、学校外の組織との連携を進めておく必要がある。

また、児童生徒に対しては、自身や友人について「被害のおそれ」がある場合は、日頃から接している教職員をはじめとする身近な大人によく相談するよう指導していくことが必要である。

### 【連續欠席等により「被害のおそれ」が生じたときの早期対応】

- 病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連續して欠席している場合、担任教諭・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うこととする。

また、正当な事由がなく7日以上連續して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うこととする。

いずれの段階にあっても、担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要がある。

- ここに示している日数はあくまでも目安であり、事案によってはこの日数が経過するのを待つことなく、速やかに設置者に報告することが必要である。

- また、出席していたとしても、学校外の集団（成人を構成員とするものを含む。）との関わりの中で、児童生徒に危険が及ぶおそれがある場合についても、学校は設置者へ報告を行うものとする。

- なお、いずれの段階にあっても、事件性が疑われる場合には直ちに警察に相談・通報する必要があり、児童虐待が疑われる場合には直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告する必要がある<sup>※2</sup>。

## 【学校・設置者による速やかな支援体制の構築】

- 設置者への報告後、学校及び設置者等は速やかに当該児童生徒に対する支援体制を構築する。その際、①所在不明の場合、②家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合、③学校外の集団との関わりがある場合、④欠席が続く場合、と状況に応じた支援体制を構築し、適切な対応をとる。

### ①所在不明の場合

- 児童生徒本人と連絡が取れない場合については、学校、家族、他の児童生徒、地域の人々等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて担任教員やそれ以外の当人が信頼を寄せる教員・大人、さらにはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、必要に応じて児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連絡しながら、その所在を明確にし、当人が家庭に戻るよう働き掛ける必要がある。

上記のような対応をとった結果、家出や行方不明が疑われる場合には、引き続きその所在の把握に努めるとともに、個々の事案に応じて速やかに警察に相談するものとする。

また、電話や家庭訪問等により連絡・接触できない家庭に属する児童生徒など、居住実態が把握できない場合は、当該市町村及び市町村間での情報提供や、関係機関等との連携によりその所在確認を行っていく。

### ②家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- 保護者との間で、教員やスクールソーシャルワーカー、教育委員会職員等により、当人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から十分な話しを行い、早急に連絡が取れる体制を組むよう努力する。

その際、市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関等と連携し、必要に応じて当人や家庭に対する支援体制の構築についても検討する。その上で①と同様の対応を進めていく。

なお、上記①、②を通じて当人の所在が確認されたものの、学校外の集団との関わりの中で「被害のおそれ」が残る場合には③の対応に移行する。

### ③学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある場合

- 少年サポートセンターや子ども支援センター、スクールサポーターが、少年警察ボランティア（少年補導委員、少年指導委員）等と連携して、少年、保護者、地域住民等の元に出向き、少年からのSOSにつながり得る情報を幅広く収集する。  
その際には、島根県警察で設置している電話相談（ヤングテレホン）やメール相談（みこぴーヤングメール）などを有効活用するよう、周知に努める。
- 警察においては、学校等関係機関、地域住民等の協力を得て、情報を収集し、集団的不良交友関係の実態を把握する。その上で、SOSを発している少年の発見・救出はもとより、少年のたまり場対策、集団的不良交友関係に代わる居場所づくり等を通じた集団的不良交友関係の解消に向けた対策を推進する。
- 上記のほか、学校警察連絡協議会等の活用など、関係機関がより緊密に連携して体制を組み、「被害のおそれ」を取り除くよう努めるとともに、当該集団に属する若者への指導を併せて行うことで、被害の防止に努める。  
なお、当面の「被害のおそれ」はなくなっても、欠席が続く場合には④の対応に移行するものとする。

### ④欠席が続く場合

- 「欠席が続く場合」について、ここで示しているのは「被害のおそれ」がある場合のものであり、たとえば、完全に自室に閉じこもり両親も十分に状況を把握できない場合や自傷行為の危険性がある場合などが想定される。
- これらについては、担任教員をはじめ、生徒指導担当教員、養護教諭等の関係教員が管理職の指示の下、組織的に関わりながら、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等も適切に活用し、当該児童生徒の安全を確認しながら状況に応じた支援を実施する必要がある。さらに、教育相談センター等による訪問支援を行うほか、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の民間機関、福祉、医療の関係機関などとも連携し、組織的・計画的な支援を推進していく必要がある。

## 馬拉維的圖書工作：（多數的圖書工作是由小或中型的圖書社或個人所為）

奇魯

在圖書中心，每一卷一本書是一本好書，一本好書則是千萬本書中的一本好書。這絕非「好書」一詞的本源，而是學術研究者對書的評價。其實圖書中心的「好書」，應當指那些能為讀者提供知識、啟發思想、引導讀者向正確方向發展的書。

在圖書中心，「好書」指那些能為讀者提供知識、啟發思想、引導讀者向正確方向發展的書。這就是圖書中心的「好書」。這就是圖書中心的「好書」。

在圖書中心，「好書」指那些能為讀者提供知識、啟發思想、引導讀者向正確方向發展的書。這就是圖書中心的「好書」。



資料

3

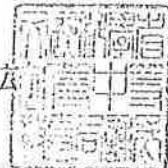
27初児生第26号  
平成27年8月17日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広



(印影印刷)

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。先日、岩手県矢巾町で中学2年生が自殺した事案では、亡くなった生徒がアンケート調査にいじめを受けている旨を記載したものの、学校は、人間関係上のトラブルと捉え、しかもそのトラブルは解決済みと判断し、結局いじめと捉えませんでした。全国的にも、この事案と同様、いじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案があるのではないかと懸念しております、さきに発出した「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（平成27年8月4日付け27初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても緊急の点検をお願いしたところです。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数については、都道府県間の差が極めて大きい状況がありますが（別添1のとおり、平成25年度分調査では最大で約83倍の差となっている。）、実態を正確に反映しているとは考え難く、問題行動等調査が国の施策を考える上で極めて重要な指標であることを踏まえると、看過し得ない課題となっています。

そこで、このたび、いじめの認知について抽出による聴き取り調査を実施した結果、いじめの認知をめぐる課題が明確になったので、従来、示しているものも含め、いじめの認知に関する考え方を記1のとおり示します。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可

した学校に対し、下記事項を周知するとともに、正確な状況の把握のため、既に提出いただいた平成26年度問題行動等調査「調査Ⅱ 平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」についてのみ、記2に記載の留意点を踏まえて見直しを行い、再度御提出いただくようお願いします。その際、各学校に対しては、アンケート調査や個別面談の結果、いじめの防止等の対策のための組織で共有した情報などを丁寧に精査し、認知漏れの絶無を期するよう御指導願います。

なお、提出の方法は、原則として平成26年度問題行動等調査と同様であり、詳細は、別添3を参照してください。

## 記

### 1 いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることがなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを

認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

- (5) 「いじめの真の発生件数／児童生徒数」に、都道府県間で数十倍の差があるとは考えられないことから、仮に、今回の再調査の結果、平成25年度分調査における児童生徒1,000人当たりの認知件数が上位に属さない都道府県において同件数が急増したとしても、それは、いじめの認知が正確に行われるようになり、実態をより正確に反映した数値になったというだけで、その都道府県におけるいじめの発生が増えたと捉える必要はないと考えられる。

## 2 見直しに当たり留意すべき点

- (1) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことになるものではない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (2) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあつた可能性を踏まえ、慎重に確認すること。
- (3) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (4) 都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例（別添2）を参照し、校内で共通理解を形成した上で、今回の再調査に当たること。
- (5) 平成26年度問題行動等調査「調査III 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査IV 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。（別添4参照）

また、重大事態に計上したにもかかわらず、いまだ同項の規定による調査を実施していない場合は、速やかに調査を実施すること。

### （本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導調査分析係

生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係

電話番号 03-5253-4111

03-6734-3057（直通）

e-mail s-sidoul@mext.go.jp



## 平成25年度 都道府県別 いじめの認知件数(国公私立)

| 順位 | 都道府県 | 認知件数(件) | 1000人当たりの認知件数(件) |
|----|------|---------|------------------|
| 1  | 京都府  | 28,118  | 99.8             |
| 2  | 鹿児島県 | 14,240  | 72.0             |
| 3  | 宮崎県  | 9,452   | 71.5             |
| 4  | 宮城县  | 17,567  | 69.2             |
| 5  | 千葉県  | 20,446  | 31.2             |
| 6  | 大分県  | 3,496   | 27.1             |
| 7  | 和歌山县 | 2,649   | 23.7             |
| 8  | 山梨県  | 2,254   | 22.4             |
| 9  | 山形県  | 2,712   | 21.4             |
| 10 | 熊本県  | 3,925   | 19.1             |
| 11 | 茨城县  | 4,706   | 13.7             |
| 12 | 愛知県  | 11,220  | 13.2             |
| 13 | 岐阜県  | 3,072   | 12.9             |
| 14 | 長崎県  | 1,955   | 12.1             |
| 15 | 静岡県  | 4,529   | 10.9             |
| 16 | 秋田県  | 1,115   | 10.6             |
| 17 | 福井県  | 855     | 9.2              |
| 18 | 栃木県  | 2,028   | 9.0              |
| 19 | 奈良県  | 1,298   | 8.2              |
| 20 | 東京都  | 10,073  | 8.1              |
| 21 | 神奈川県 | 7,297   | 7.8              |
| 22 | 石川県  | 1,014   | 7.8              |
| 23 | 滋賀県  | 1,331   | 7.8              |
| 24 | 徳島県  | 578     | 7.1              |
| 25 | 高知県  | 540     | 6.9              |
| 26 | 青森県  | 968     | 6.6              |
| 27 | 北海道  | 3,669   | 6.5              |
| 28 | 岩手県  | 849     | 6.0              |
| 29 | 長野県  | 1,455   | 5.9              |
| 30 | 三重県  | 1,255   | 5.9              |
| 31 | 山口県  | 894     | 5.9              |
| 32 | 群馬県  | 1,307   | 5.8              |
| 33 | 富山县  | 686     | 5.8              |
| 34 | 新潟県  | 1,394   | 5.5              |
| 35 | 大阪府  | 5,021   | 5.2              |
| 36 | 兵庫県  | 2,829   | 4.6              |
| 37 | 岡山县  | 1,023   | 4.6              |
| 38 | 島根県  | 344     | 4.4              |
| 39 | 愛媛県  | 682     | 4.4              |
| 40 | 埼玉県  | 2,907   | 3.8              |
| 41 | 広島県  | 1,126   | 3.6              |
| 42 | 沖縄県  | 560     | 2.8              |
| 43 | 福岡県  | 1,441   | 2.6              |
| 44 | 鳥取県  | 157     | 2.4              |
| 45 | 香川県  | 270     | 2.4              |
| 46 | 佐賀県  | 238     | 2.3              |
| 47 | 福島県  | 258     | 1.2              |
| 合計 |      | 185,803 | 13.4             |

平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

・調査に当たり10の自治体を抽出した。自治体名はA～Jで表記する。  
・それぞれの自治体で事例1から事例4について、いじめと認知するか否かを18者(都道府県教育委員会1、都道府県立学校2、市区町村教育委員会5、市区町村立小学校5及び中学校5、計18)が回答。そのうちいじめを認知したものとの割合を示している。

## 児童生徒1,000人当たりいじめ認知件数(平成25年度)

| 事例 | A   | B    | C    | D    | E    | F    | G    | H    | I    | J   | 平均   |     |
|----|---|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|
|    |   |      |      |      |      |      |      |      |      |     | 88%  | 82% |
| 1  | ●定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後「定義に照らしていくじめとして認知する。」<br>●A君に面談で確認した内容は以下のとおり。(A君、B君、C君の証言)<br>・体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からバスを貰めたり、みんなの前ではばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。B君とC君の関係は、今後も留意して見いく必要がある。<br>・同じ程度の出来事は、学校生活で頻繁に発生していると考えられるが、本調査では、認知の割合は11%～94%と自治体間での差が大きい。このことから、問題行動全般の自治法規の認知性質の量に大きく影響していると考えられる。   | 94%  | 83%  | 72%  | 61%  | 78%  | 83%  | 72%  | 50%  | 44% | 11%  | 64% |
| 2  | ●「A君がB君からいじめられてている。」と担任の先生に、C君が相談し【定義に照らしていくじめとして認知する。】<br>●B君の証言は以下のとおり。<br>・B君に学校帰りにいつもかほんを持たせているなど、いろいろと命令しないで話しているときもあるが、B君が気に睡ることがある(自分)(C君)はA君が、いたしてひどいことは言つて「ううだがり」「ふざけんな。」と言つてA君を罵つたり、叩いたりする。A君はなんで自分がやられるのかC君に不満を漏らした。<br>・B君が、「Aはむかつくから無理しよう」と言つていたことがある。<br>●後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしない」と言つた。<br>●後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。  | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 94% | 100% | 94% |
| 3  | ●保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談していると担任に相談してき【いいじめと認知しない。】<br>・事例に示した情報からは、現時点でいじめの事実は確認できない。しかし、母親の心配をしつかりと受け止め、注意深く状況を把握し(その後、母親の訴えのとおりの心配が判明することは母親をして対応する必要がある。<br>・いじめが重大事態については「児童生徒や保護者からいらいら感や不満等を抱いて重大事態に至った」という申立てがあつたときは、その時点で学校がいじめの結果ではないはあるが、重大会事態となるとの記載があるが、これは重大会事態の報告・調査等についての記載であり、そのためを認知していないと報告したことには当たらない。  | 56%  | 44%  | 39%  | 22%  | 50%  | 17%  | 22%  | 0%   | 0%  | 0%   | 27% |
| 4  | ●定期的なアンケート調査を実施したことによる。A君がいじめを受けていると記載【定義に照らしていくじめとして認知する。】<br>してきましたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていたと記載してきました。概要は以下のとおり。<br>・A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくなり威圧的になんでいた。<br>・B君はA君から見てもどちらも楽しめないので母親から塾へ行けないといつているところの説明だった。<br>・後日、B君は、とにかくゲームをするなど細かく言ふることで懲らしめられている。担任は、何があつたかと聞くと、「家で母親がお嬢様になつていて、本当に帰りたくない。」と答つた。<br>・後日、母親にいじめは受けていないと思う。と伝えると「自分もいろいろうるたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べられていないだけです。誰に思つていても大好きだ。」と言つてられた。<br>・後日、母親にはあるかと聞くと、学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言つてられた。 | 100% | 100% | 89%  | 78%  | 100% | 94%  | 78%  | 89%  | 78% | 84%  | 84% |

平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査  
におけるいじめに係る調査の見直しについて

**1 見直しを行う調査について**

本調査中の調査Ⅱ「平成26年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等」の各調査項目の見直しを行う。

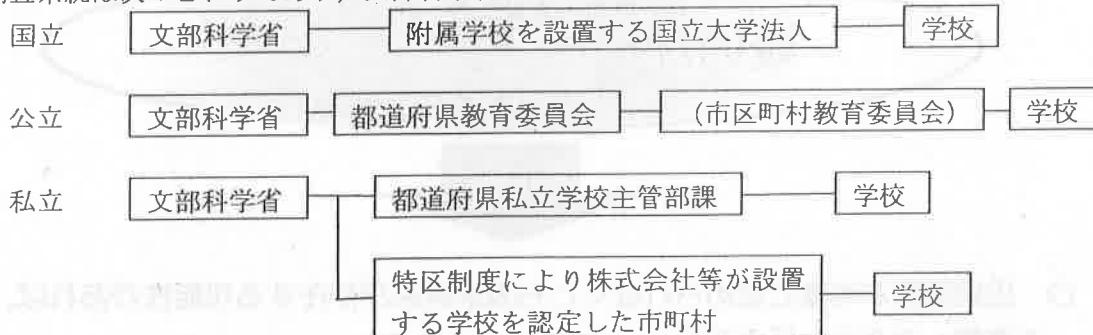
ただし、「11. いじめ防止対策推進法に関する」については、「(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(17頁)」のみ回答することとし、(2)～(4)(18頁)については回答不要である。

**2 調査票の配布及び提出について**

調査票の配布及び提出は、平成27年2月24日付け2.6初児生第50号にて依頼した平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に準ずる。

【参考：調査実施要領より】

- (1) 調査系統は次のとおりであり、文部科学省はこの系統に従って調査票を配布する。



- (2) 市区町村教育委員会は所管の学校の状況を調査票に取りまとめ、都道府県教育委員会が定めた期限までに提出する。  
 (3) 国立大学法人、都道府県教育委員会、都道府県私立学校主管部課は、所管下の学校の状況及び市区町村教育委員会から提出された調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出する。  
 (4) 特区制度により株式会社等が設置する学校については、当該学校を認定した市町村担当部課が調査票を取りまとめ、文部科学省に提出する。

**3 提出期限**

平成27年9月17日16:00までに当課宛て電子メールにて提出すること。

E-mail : s-sidoul@mext.go.jp

**4 結果の公表の方法**

- (1) 調査Ⅱの結果については、10月末を目途に文部科学省が公表する。いじめに係る調査以外の結果の公表は9月初旬を予定している。  
 (2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

## いじめ防止対策推進法 第5章「重大事態への対処」

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



疑いがあると認めるとき

- 因果関係が明確に認められなくとも因果関係が存在する可能性があれば、「重大事態」であると捉えます。
- 平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」の結果を見ると「重大事態」として捉えるべき事案を見逃していることも考えられます。

## 不登校になったきっかけと「重大事態」の発生件数

|      | 不登校児童生徒数 | うち、不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数 | 法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数 |
|------|----------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 小学校  | 24,175人  | 414人                                 | 41件 (9.9%)                  |
| 中学校  | 95,442人  | 1,527人                               | 62件 (4.0%)                  |
| 高等学校 | 55,655人  | 178人                                 | 19件 (10.7%)                 |
| 計    | 175,272人 | 2,119人                               | 122件 (5.8%)                 |

※括弧内の数字は、「不登校になったきっかけと考えられる状況が「いじめ」である児童生徒数」に占める「重大事態」の発生件数の割合

平成25年度「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」結果より